

世帯状況・収入等申告書

君津市保健福祉部長 様

利用者が18歳以上の
場合

申告年月日 令和〇年 〇月 〇日
申告者(保護者) 住所 君津市〇〇1丁目1番1号
(保護者) 氏名 君津 太郎

利用者本人の氏名をご記入ください。

次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について

	氏名	生年月日	利用者との関係	市町村民税の状況	
申請者	君津 太郎	〇〇年〇月〇日	本人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
世帯主	同上			<input checked="" type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
世帯員	君津 花子	〇〇年〇月〇日	妻	<input checked="" type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税

利用者が18歳以上の場合、
世帯の範囲は「利用者本人及び配偶者」となります。

2 申請者の収入の状況について

(以下の(1)(2)の部分は、医療型個別減免・補足給付を申請する場合のみ記入してください。)

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額	円
--------	---

(2) 収入等の状況

収入(A)(年収)

区分	種類	収入額
稼得等収入	障害年金等(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)	円
	特別児童扶養手当等(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当、特別児童扶養手当)	円
	工賃等収入	円
	その他の収入()	円
収入その他	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入()	円

必要経費(B)

種類	内容	金額
租税		円
		円
社会保険料		円
		円

申請者と提出者が異なる場合にご
記入ください。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ	キミツ ハナコ	申請者	妻
氏名	君津 花子	との関係	
住所	〒 申請者と同じ		
	電話番号 〇439-〇〇-〇〇〇〇		

(記入上の注意)

- 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付して下さい。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

世帯状況・収入等申告書

君津市保健福祉部長 様

利用者が18歳未満の場合

申告年月日 令和〇年 〇月 〇日

申告者(保護者) 住所 君津市〇〇1丁目1番1号
(保護者) 氏名 君津 太郎

保護者の氏名をご記入ください。

次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について

利用者が18歳未満の場合、世帯の範囲は「保護者の属する住民基本台帳での世帯」となります。

Table with columns: 氏名, 生年月日, 本人, 市町村民税の状況. Rows include 申請者 (君津太郎), 世帯主 (同上), and 世帯員 (君津花子, 君津一郎, 君津次郎).

2 申請者の収入の状況について

(以下の(1)(2)の部分は、医療型個別減免・補足給付を申請する場合のみ記入してください。)

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額 円

(2) 収入等の状況

収入(A)(年収)

Table with columns: 区分, 種類, 収入額. Rows include 稼得等収入 (障害年金等, 特別児童扶養手当等, 工賃等収入, その他の収入) and 収入その他 (仕送り収入, 不動産等による家賃収入, その他の収入).

必要経費(B)

Table with columns: 種類, 内容, 金額. Rows include 租税 and 社会保険料.

申請者と提出者が異なる場合にご記入ください。

Form for applicant information including 申請書提出者 (フリガナ 君津花子), 住所 (申請者と同じ), and 電話番号 (0439-〇〇-〇〇〇〇).

(記入上の注意)

- 1. 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付して下さい。
2. 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
3. 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。